

平成23年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年9月7日

午前9時00分開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（14名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員（1名）

4番 吉野俊明

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一

都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田眞規
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

---

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、吉野議員から欠席の通告を受けております。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はきのうに続きまして一般質問であります。順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに10番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） おはようございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。何せ久しぶりの質問ですので緊張しております。理事者の皆様にはよろしく願いいたします。

まず最初の質問で、可燃ごみについてであります。この質問につきましては、昨日、同僚議員からもありまして重複するところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

昨年の12月に、今まで30年間稼働してまいりました衛生処理場での焼却施設を廃止するの方針を打ち出されました。多くの自治体では、各自治体で焼却施設を持ち、また耐用年数も経過すれば新たに建設するなどの対策をされております。しかし、当町のように焼却施設を廃止し新たな処理方法に移行するというので、それができれば焼却施設を持たないまちとして注目されるのではないかと思います。ただ、このやり方は、進め方を間違えば処理費用が今までより増える恐れがありますし、また今後新たに焼却施設を建設しようと思っても不可能なのではないかと考えます。このようなことから、この施策について少しお聞きしたいと思います。

まず、焼却施設の廃止、その後の可燃ごみの処理方法につきましては、過去の議会でも質問されており明らかにされております。また、周辺自治会では住民説明会も開催されていると聞いておりますので、周辺住民の方は来年以降、可燃ごみの処理がどうなっていくのかご存じだと思いますが、それ以外の住民の方は来年3月で焼却施設が廃止され、可燃ごみが委託処理されるということをほとんど知らないと思います。そこで、住民の方への周知につきまして、町の考え方、今後の進め方についてお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 可燃ごみの委託処理についての住民周知の考え方と今後の進め方についてのご質問でございますが、焼却場の廃止につきましては昨年12月の厚生常任

委員会で考え方をお示しし、現在は焼却場周辺の自治会への説明会、また可燃ごみの積み替え施設を整備する白石畑自治会へのご理解とご協力を求めているという状況でございます。平成24年3月末をもちまして、衛生処理場での町によります焼却処理は廃止いたしまして、委託業者によります処理方法に変更をいたしますが、住民の方の排出方法につきましては従来と変更点がございません。また、ごみを持ち込まれる場合も当面の間は従来どおり衛生処理場で受け付けをさせていただきます。このようなことから、これまで広く住民の方々に衛生処理場での焼却処理廃止につきましては、お知らせをしておらないという状況でございます。しかしながら、委託処理につきましては排出量の増減が直接処理費用に反映されますことから、住民の方々には今後一層ごみの減量化、あるいは分別の徹底をお願いしていく必要があると考えております。そのため、今年度から自治会別環境問題学習会、今回からは環境井戸端会議と名称を改めておりますが、ごみを燃やさない、埋め立てないまちを目指して「ゼロ・ウェイストってなんだろう」ということをテーマに開催をしております。その中で、なぜ町は焼却施設を廃止し委託処理に移行するのか。また委託処理に移行するにあたってごみをふやさない、埋め立てない町を目指す上で皆さんに協力していただきたいことなどを説明をいたしまして、意見交換をさせていただいているところでございます。また、本年11月にはゼロ・ウェイストフェスティバルといった環境イベントを開催する計画にしております。そのイベントの中でも今後の町のごみ処理の方針、方向性などをお示しする予定にしております。また今後、広報紙などで環境に関する特集記事を掲載する際には、可燃ごみのさらなる減量化への啓発関連記事も掲載するなどをいたしまして、住民の方々に可燃ごみ減量のご協力を呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 今後、可燃ごみの量が増加すれば処理費用が高くなるのではと心配しておりますが、その点につきましては、町もその対策を考えていただいているようで少し安心いたしました。しかし、今の答弁の中で今年度から自治会別環境問題学習会、今回からは環境井戸端会議というふうに名称を変えて学習会を開催していただいておりますが、現在の開催状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 環境井戸端会議でございますけれども、従来は自治会別環境問題学習会と呼んでおりましたけれども、平成10年度より良好な環境を確保していくための必要な知識や共通認識の普及を図ることを目的に開催をしております、今回で第6回の

開催となります。第6回の今回は先ほども申しあげましたように、ごみを燃やさない、埋め立てないまちを目指して「ゼロ・ウェイストってなんだろう」を学習のテーマに今年度は西地区で、来年度は東地区での開催を予定しておるところでございます。今年度、西地区につきまして7月より開催受け付けをしております、今日までに2自治会で開催をしております、9自治会で開催日が決定しているところでございます。なお、各自治会には開催希望日の1カ月前までに開催の計画書を提出していただくようお願いをしておりますが、開催状況を見ながら未実施の自治会には再度ご開催の依頼をするのと、多くの自治会で開催をしていただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 今のお答えによりますと、2自治会で実施済み。また、9自治会で開催が決定しているということですのでけれども、西地区全体から見ましても少し少ないような気がします。今後、ごみ減量化を進めていくには住民の方々の協力は絶対必要となりますので、できるだけ多くの自治会、多くの住民の方々に参加をいただけるよう努力をしていただけますようお願いしておきます。

では次に、生ごみの分別の現状と今後についてであります。町長も生ごみをどう処理していくかがごみ処理の大きな課題とつねづね言われております。平成25年度までに30%の生ごみを堆肥化すると、町長選の公約にもされております。特に、可燃ごみを委託処理ということで少しでも委託料を安くしようと思えば、ますますこの生ごみの処理の仕方が重要になってくると思います。そうした中から、現在、生ごみの分別収集モデル事業を実施されており、私所の自治会でも参加をただいま計画中であります。まずこれまでのモデル事業の推移、また現状についてお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 生ごみ分別収集モデル事業につきましては、生ごみを堆肥化処理することによりまして焼却ごみの減少を図ることを目的に、平成21年度より実施をしております事業でございます。この事業につきましては自治会単位での取り組みのほかに、個人家庭の取り組みも可能としておりまして、初年度の平成21年度におきましては幸前、それから白石畑の2自治会156世帯に個人家庭20世帯を加えまして計176世帯で取り組みを開始をさせていただきました。平成22年度におきましては、並松連合4自治会の297世帯とそれから個人家庭40世帯合わせまして337世帯を加えまして6自治会の453世帯、個人家庭が60世帯で合計513世帯で分別の収集を行っております。そして今年

度、平成23年度につきましては8月末の現在で、高安西団地自治会の63世帯、それから法隆寺東2丁目地域の17世帯、それから西の山住宅自治会の170世帯とそれから個人家庭の57世帯を加えまして9自治会の703世帯、それから個人家庭の117世帯を合わせまして計820世帯で生ごみ分別収集に取り組んでいただいております。

また、環境井戸端会議を開催いたしました服部自治会におきましてもモデル自治会に前向きに検討するという回答をいただいておりますし、ただいまご質問者が申されましたように質問者が所属されております幸進町自治会でもモデル事業への参画をご検討いただいているというところでございます。今後、ゼロ・ウェイストフェスティバルをはじめ環境井戸端会議等、環境イベントがございますので、生ごみ分別への協力を呼びかけまして、モデル世帯の拡充に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 生ごみの分別につきましては、臭気などの問題から抵抗感を持っておられる方も多いようで、私のところの自治会でもまず自治会内の一部で分別への取り組みを始めまして、その状況を自治会の方に見ていただきながら口コミで協力者をふやしていこうというふうに考えております。しかしながら、可燃ごみの中でもこの大きな割合を占める生ごみの分別の進捗ぐあいが可燃ごみの委託処理の費用に大きく反映してきますので、計画を前倒ししてでも進めていただきますよう、さらなる努力をお願いしておきたいと思っております。

次に、当町の場合、ごみの分別収集についてはかなり徹底されているように思います。しかし、可燃ごみの委託処理に当たりまして残念ながら分別されずにルール違反のごみとして集積場所にそのまま置かれているごみがあるように見受けられます。このようなルール違反のごみがどの程度あるのか、またどのような違反が多いのかお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） これまでルール違反ごみということで、そのままごみの集積場所に置かせていただいた件数というものは記録をしておりませんので、件数につきましてはちょっと不明でございますけれども、可燃ごみの場合、現在では大体1週間で斑鳩町内にルール違反が1件あるかないかの程度でございます。またルール違反の内容でございますが、そのほとんどが指定袋に入っていない物、あるいは最近では少なくなりましたが指定された袋には入っているものの中身が全く分別されていないというのもまれに見られるということでございます。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） そのルール違反があった場合、そのまま集積場所に残されていますが、その後どのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ルール違反がございました場合、何がルール違反であるのかというのを排出された方にわかっていただくために、ルール違反の内容を記載したシールを貼布いたしましてごみ集積場所にそのまま置いております。排出された方がルール違反に気づいていただいて持ち帰っていただくというケースもございますけれども、多くの場合はそのまま集積場所に放置されているということでございますので、後日、自治会等からのご連絡によりまして町で回収いたしまして処理をしているというのが現状でございます。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 実際、私の所の自治会の集積場所でも全く分別のできていない可燃ごみが出され、いつまでも放置されたままになっているのを見かけます。その際、担当課に連絡し回収していただいておりますが、担当課ではどの集積場所にルール違反のごみがあるのか把握されていないのが現状のようでございます。どこの集積場所にどのようなルール違反ごみがどのくらい置かれているのかなど、担当課で把握していただければ自治会のほうから連絡しなくても環境パトロールをされているときや、現場に出られたときにでも回収していただけるのではないかと思います。そこで、ルール違反ごみがあった場合、収集作業員から担当課に連絡が入るといったようなシステムがあれば、自治会から連絡がなくても回収していただけるのではないかと考えます。このようなシステムができないものか、町の考え方を聞きいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） ただいまの質問者が申されておられますように、収集の作業員から担当課にルール違反の状況の連絡が現在は入っていないという状況でございますけれども、担当課といたしましてもルール違反ごみの実数が現在把握できていないという状況でございますので、今後実態を把握する上でもどこのごみの集積場所にどのようなルール違反ごみがあったのかということを担当課も共有できるような仕組みを検討してまいりたいというふうに考えております。しかしながら、ごみ集積場所の位置の決定、あるいはごみの集積場所の管理につきましては、基本的には各自治会にお願いをしているところでございます。自治会からご連絡がなくてもある程度の時間が経過すれば、ごみの集積場所に放置してありますルール違反ごみを町が回収するということとなりますと、自治会のごみ集積場所の管理

意識の希薄といったものにもつながっていくおそれがあるのではないかというふうに考えておりますので、こういった場合は自治会からご連絡をいただいて回収をさせていただいたこういった連絡・連携体制は今後も維持してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） 今回、町が可燃ごみの委託処理を決断した背景には、これまでの住民の方々のごみ減量化、また分別への協力があつたからではないかと思ひます。今後、処理施設を持たないまちとして新たな処理方法を軌道に乗せていくためには、今まで以上に住民の方々にごみの減量化や分別の徹底への協力をお願いしていかねばならないと思ひます。できるだけ自治会の役員や住民の方々の負担を軽減していただくような対策を講じていただければ、住民の協力は得やすいのではないかと考へます。そういったことから、集積場所の管理について住民の負担を軽減していただくような対策を講じていただきますよう願ひしておきます。また、焼却施設を廃止して委託処理に移行することや、生ごみの分別収集についてもっと多くの住民に周知していただきますよう、あわせて願ひをしておきます。

では次に、国道25号の歩道整備についてであります。国道25号の猫坂から竜田橋付近において歩道の整備事業が進められていると聞いておりますが、この猫坂から竜田大橋までの区間は歩道が未整備の状態であり通学路として、また地域の生活道路として歩行者や自転車が多数利用されていることもあり、私もここでいつ事故が起こっても不思議ではない、非常に危険な状態であるとお感じしております。また、竜田大橋から西側におきましても歩道はあるものの、歩道幅は狭く車道との段差もありお年寄りやお子さんはもちろんのことですが、歩行者等が歩道を利用されているときに国道を走る車との接触事故や転落事故が起こる可能性もあると大変心配しております。このたび、国道25号の竜田大橋付近での歩道整備事業が進められることについては大変喜んでるところであります。また、周辺地域の住民の方々もこの歩道整備事業については大きな期待を寄せているという声をたくさん聞いております。早期の完成に努力をしていただきたいと思いますところでもあります。そこで、この歩道整備区間の範囲等の計画概要や現在の進捗状況について、またこの歩道整備ができるまでの今後の予定についてお聞きいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました国道25号の沿道でございますけれども、町内ではやはりご指摘のとおり歩道の未整備区間が多いということでございまして、竜田大橋付近も含めまして町内各所の歩道未整備区間につきましてかねてから議会の



皆様や住民の方々からもご要望をいただいております。今日まで、奈良国道に対しまして要望を重ねてまいったところでございます。そのような中で、平成20年度から奈良国道におきまして町内の25号の測量設計等が実施をされ、事業の具体的な検討が進めてまいりました。その結果、ご質問者のご指摘にいただいております竜田大橋付近におきましては、県下でも歩道整備の優先度が高い区域と、地区として平成22年度から事業に着手をしていただいているところでございます。

事業の概要でございますけれども、事業施行区間は竜田大橋前後を2つの工区に分けて、竜田大橋東詰から猫坂までの区間がひとつの工区でございます。この工区では、国道の奈良方面行車線側ですね、奈良行の車線側において2.5メートルの歩道を確保すると。反対の王寺方面行側の車線側につきましては1.5メートルの歩道を概ね確保するという計画になってございます。なお、用地の取得につきましては、今回は主に奈良行車線側での用地を協力をお願いする計画となっております。が、しかし竜田大橋東詰付近で一部、王寺方面行側の部分につきましても一部用地の協力をお願いするということになってございます。

もうひとつの工区でございますけれども、竜田大橋西詰交差点から王寺方面へ奈良交通バス停付近を少し越えたあたりでございます。この間でございますが、両側に2.5メートルの歩道を確保をする計画がなされております。用地の取得につきましては、奈良行車線側片側でのお願いをするという計画になってございます。

次に事業進捗状況でございますけれども、平成22年度で幅杭の設置、それと土地の境界の立ち会い及び用地測量、建物等の物件取得の用地取得のための作業が関係者の皆様の協力によりまして実施をされ、完了しております。今年度からは、用地取得が進められることになっておりまして、現在その準備手続等につきまして、関係者の皆様方に説明等の対応がなされているところでございます。手続が完了いたしましたところから順次、用地交渉へと進められていくことになっております。なお、平成23年度では、国土交通省のほうで用地費及び補償費として3億2,000万円が確保されて事業が進められているという状況でございます。

最後に歩道の整備のスケジュール、今後の予定でございますけれども、用地取得が円滑に進みましたら、用地取得が完了した区間から、早ければ平成24年度以降で工事を進めるという予定になっていると聞いております。当町といたしましても、質問者のご指摘のとおり、通学路を含むこともございまして歩行者や自転車の利用の安全対策を速やかに進めるべきものであると十分認識しておりまして、奈良国道と連携を図りながら地元対応等の事業推進に

努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） ただいまの答弁いただいた中で、竜田大橋西側につきましては、竜田大橋バス停を少し超えたあたりまでということでございますけれども、この先イオンまでの区間についても合わせて整備していただきたいというふうに思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきましたイオンまでの区間でございますけれども、もう延伸につきましては現在、当該区間は事業化ということになっていないというところでございます。が、町といたしましてはショッピングセンターへのアクセスとなる歩道の安全を確保するというのも踏まえまして、事業主体でございます奈良国道に対しまして地域からのご要望として事業化に向けて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） イオンまでのこの区間につきましても、通勤、通学の方やイオンがオープンしてからは買い物客など、多くの方が利用されている所でもあります。この区間も含めまして、この国道25号は非常に危険な区間でもありますので、今この歩道整備事業を早期に完成していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、10番、坂口議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまより通告書にもとづきまして一般質問をさせていただきます。まずはじめにこのたび台風12号の影響で奈良県内の五條市また十津川、また近隣の和歌山、三重など広域にわたり甚大な被害により被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、これから地域がいち早く復旧復興をされますことを、また安心して生活されることをお祈りを申し上げます。また、五條市におきましては、今回避難勧告指示もなかったということで指摘をされております。今回の質問は災害に対する脅威に対して、行政地域、住民が一体となってこの地域の安心、安全体制をどのように守っていくかとのテーマで質問をさせていただきます。

では1番目の災害弱者の避難支援についてであります。災害は多種多様であります。い

つ、どこで、どのくらいの規模で発生するかは断定できず、現代社会においてもなお、予想はできません。しかしながら、気象予報、警報、また洪水予報やまた土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制や、被災者が円滑かつ迅速に避難するための体制を整え対応すれば被害を最小限にとどめることが可能であります。今回の東日本大震災で全国各地の自治体で災害に対する認識が深まる中、地域で震災が発生した場合、その対策はどのように進めるのか、また今後の地域防災のあり方を見直し、きめ細やかな対策をしていかなければ甚大な被害に対応できずに多くの人命が失われます。あらゆる角度から災害に対する備えを万全にしておくことが今求められております。そういう意味で、災害に備えた災害に強いまちづくりをいま一度、考えていく必要があります。また、東日本震災を教訓として、いち早く危機管理と情報システムなどの充実・強化とともに、本町においても地域防災計画を見直し、実施されるようになっております。そのためには、災害時要援護者の避難支援対策の基本的な考え方や、また住民の方の意見を含め十分協議し、災害時要援護者の自助、地域の共助を基本に災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制などの整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することが必要であります。

以上の要旨を踏まえまして、4点についてお伺いをいたします。

まず1点目の防災計画の見直しについてであります。東日本の震災を教訓として先の6月議会で地域の防災計画の見直しの検討をするとのことですが、災害予防対策や災害応急対策、または復旧・復興対策など実施すべき事項がたくさんありますが、どのような見直しをされるのかお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地域防災計画の見直しについてであります。当町の地域防災計画は平成11年1月に町内外の関係機関の代表者により構成されます斑鳩町防災会議において大幅に改定をされた計画で、既に十数年が経過してきており、その間中越地震や東日本大震災をはじめ、高安地区における富雄川の溢水やゲリラ豪雨による住宅浸水など、災害が発生してきており、災害弱者の把握や避難対策等の見直し、また避難所機能の充実や備蓄品の整備等、そして組織の強化を図るなど時代に即した防災機能を持つ計画の見直しが必要となっていており、こうした情勢を踏まえ現行の斑鳩町地域防災計画について、奈良県防災計画との整合性を図りながら全般的な見直しを行うこととしております。

主な地域防災計画の見直しの概要につきましては、ひとつ目としましては最近の防災施策への対応についてでございます。災害時要援護者の実態把握と避難支援体制の確立や、土砂

災害防止法にもとづく警戒区域、特別警戒区域に指定された区域におけます予防対策の強化を図ります。

2つ目は、近年の災害における教訓の反映としまして、避難生活が長期化した場合における避難所の管理運営体制の確立や災害時に孤立が予想される地域における予防対策と、孤立発生時における応急対策の明記、緊急物資の確保、輸送体制等、また協定の締結などによる関係機関・医療・燃料・建設業等の民間団体との連携強化、避難勧告等の判断、伝達マニュアルの作成とその運用、また災害救助物資・資材などの備蓄強化、原子力災害への備えと対策などの見直しを図ります。

3つ目は、応急対策の関係についてでございます。職員動員体制の見直しや情報収集、伝達体制の強化、災害広報体制・手段の充実等を図ります。これらの見直しの内容につきましては、ことし7月に行いました部課長を中心とする庁内検討幹事会において決定をいたしました。今後のスケジュールとしましては来年度の策定に向けて役場内部で地域防災計画見直しに関する企画調整部会を適宜開催し、奈良県の防災計画との整合性を図りながら見直し案を取りまとめ、斑鳩町防災会議で見直し計画を決定していただきたく事務を進めているところでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 防災計画の見直しについて今、3点について概要を示していただきました。今後、その防災の見直しに対しまして、そのスケジュールに乗っ取って具体的に検討されていくものと思います。一方、最近、やはり風水害に対する記録的豪雨に対する風水害の対策、またいつ起こるかかわからないこの東南海・南海地震についての地震対策を言われていますが、この防災計画の見直しをどのような具体的な実施計画をされるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） まず地域防災計画の見直し後の風水害対策についてでございますが、水防計画の見直しを行い、水防体制の再確立を行い、また地震対策につきましては、東南海・南海地震の発生が確実視されておりますことから、その地震に備えたアクションプログラムを策定することによりまして、地震対策における地域防災計画の実効性を高めるために、市町村地震防災対策アクションプログラムの策定を行う予定であります。どちらの対策につきましても、見直し後の地域防災計画との整合性を図りながら策定をしていかなければならないと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回の防災計画の見直しとともに、今言われましたように風水害、また地震対策の策定が実質的な実効性のある内容となるよう期待をしておりますが、そこで先ほど申されました平成11年1月に町内外の関係機関の代表により斑鳩町防災会議において大幅に防災計画が改定されたということですが、なぜ改定されたのか、そのきっかけになった事象があったのか、また今回東日本大震災をはじめ近年の災害の状況を踏まえ見直しするとのことですが、地域防災計画の見直しについては本来は、やはり通常において一定の期間において、見直しをすべきではないかと私は考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 平成11年の1月に防災計画の改定を行ったわけですが、これにつきましては平成7年1月17日に発生いたしました阪神淡路大震災の直後に、平成7年から4カ年で地域防災計画の見直しを行ったところであります。また、地域防災計画の見直しの時期につきましては、国の中央防災会議や県の地域防災計画においての被害想定の見直し等があった場合に、町の防災計画の見直しを策定するのが基本的な手順になってくるところでございます。しかしながら、平成11年の地域防災計画の改正以降、中越地震や東日本大震災をはじめ、町内でも高安地区における富雄川の溢水などの災害があったところでもございまして、また国の防災基本計画の改正やそれから水防法や土砂災害防止法の改正、奈良県地域防災計画の修正などもあり、今後はこういった防災環境の変化も注視しながら時期を見据えて見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） はい、わかりました。

それと、先ほど申されました地域防災計画の見直しに関する企画調整部会ですね、PT会議、適時開催して具体的な内容について協議されるということですが、そのメンバーの構成についてお伺いをいたします。

○住民生活部長（乾 善亮君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地域防災計画の見直しに当たります企画調整部会の構成メンバーについてでございますが、役場内の全課の課長補佐または係長で構成する予定でございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回、職員の方も多く東日本大震災により派遣等で行っていただい

ております。そういった中においていろいろと教訓になることがあり、そういった内容を踏まえて協議されていくものと思います。一方ではやはり、この地域における住民の声というのが必要でございます。その中でも民間団体の声、また特に今回女性に対する視点からの防災計画を考えるという面においては非常に今後大事になってくると思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 奈良県の地域防災計画の修正時には、修正案に対する意見募集を行っており、その方法として県のホームページに修正案を掲載して寄せられた意見をもとに県の考え方を示されておられます。今後、町の防災計画の見直しにおきましても、広く住民の意見の聴取を行い、自治会の代表や民間の団体または女性の視点等の幅広い意見を聞ける体制をどのようにできるかということを考えていきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そのとおり、より多くの方、住民の方から貴重な意見をお聞きして、また実質的な防災計画の内容、またより防災意識の向上にもつながると考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に2点目ですが、事業継続計画の策定、すなわち業務継続計画についての計画でございますが、このことにつきましては大規模な災害が発生した際、地方公共団体は災害応急対策活動など、災害から復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う一方で、災害であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えております。すなわち災害応急業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施することが必要です。過去の災害におきまして、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、全国どこでも発生し得る地震に対応するためには、大規模な地震発災時にあっても業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことが重要と考えます。その対応策として実効性のあるこの業務継続計画を策定する必要があると考えますが、町の見解をお伺いたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 大規模な災害が発生した場合、被災により地方自治体の行政機能の低下が懸念をされますが、同時に人命救助や避難所対策、ライフラインの維持といった役割が求められます。そのために、あらかじめ発災時、災害が発生したときに優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効率的に投入し、行政機能の継続と早期復旧を図ることが必要となってまいります。このような中で、地域防災計画は災害対策基本

法の規定にもとづき作成する防災に関する計画であり、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等を総合的に示すもので、本町の防災対策の骨格となるものであるのに対しまして、質問者のおっしゃいます業務継続計画は、災害時に限られた資源を効率的に活用し業務の継続、早期復旧を実現し、町民・事業者の生命・生活・財産を守り、都市機能の維持・復旧をすることを目標として策定をされるものであり、地域防災計画の実効性を高める計画として位置づけされております。また、この計画の策定につきましては、人員不足や停電等による業務の遅延、サービスの質の低下などの要因を特定し、部局間の調整や退職した職員の活用、食料や飲料水の備蓄等の業務に必要な資源の確保、さらに職務の代行等を検討するなど、指揮命令系統をあらかじめ分析を行います。次に連絡体制を再確認するなど、即座に対応可能なものから組織や制度改正を要する中長期的な対応を要するものまで、対応に要する時間や程度といった業務計画目標を設定します。なお、運用につきましては計画的に実施をするとともに、教育訓練や点検、是正等を行い、職員及び計画自体のレベルアップを図ることとなります。現在、地域防災計画の見直しを進めており、より実効性が高められるよう業務継続計画の策定についても検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、東日本の大震災を機にこの計画が注目を集められております。地震のような大規模な災害といった不測の事態が発生しても、企業やまたは行政機関が重要事業を継続できるよう、また事前に計画を立てておくことが必要です。業務計画に重点を置いていることが一般的な防災対策と異なっております。地方自治体においては、地域住民の生命、生活、財産の保護だけではなく、行政サービスの維持、すなわち保健や福祉への対応、また緊急時被災時における道路、水道などのインフラの復旧整備などといった観点から、この計画は必要になると考えますので強く要望をしておきたいと思っております。

次に3点目の個別計画の作成についてであります。全国的に発災時において避難に時間を要する方の被災が多く、特に高齢者の方をはじめとする災害弱者といわれる方々をどのように守っていくのか。そこで、避難支援プラン、すなわち個別計画の対象となる災害時要援護者を必要な情報、迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害との一連の行動に対して指令が必要です。この個別計画の状況についてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 個別計画の策定の状況ということでございますけれども、個

別計画の策定のもとになりますデータであります災害時要援護者の調査でございますけれども、これにつきましては平成20年の1月から開始をしております、町からのアンケートあるいは民生児童委員の訪問によりまして情報の収集を行ってきたところでございます。現在、調査を行った情報につきましては、町と訪問調査を行った民生児童委員が保管しております、災害時に備えた対応をとっております。本年度におきましては、既に調査を行った災害時要援護者につきましては、町で転出、あるいは死亡等の異動を確認をいたしまして、それぞれの担当地区の民生児童委員に提供を行っております。今月からは、民生児童委員によりまして訪問調査によりまして、前回調査以降の変更点等の確認を行う予定ということにしております。今後、災害時要援護者につきましては基本的な考えを定めた上で、対象者の範囲、あるいは要援護者への支援体制を全体計画の中で定めるほか、これまで蓄積してまいりました情報や民生児童委員等との協力体制が生かせるような仕組みづくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、この計画につきましては、非常に重要で多岐にわたり細かく実施していく必要があります。また、災害時要援護者の全体計画とその位置づけについて、いつ、どのような形で作成されていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 災害時要援護者の全体計画についてでございますが、先ほどもご答弁をさせていただきましたが、現在、地域防災計画の見直しを行うこととしておりまして、見直しガイドの1つ目の災害時要援護者の実態把握と避難支援体制の確立の中で、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集、共有の方法など災害時要援護者対策の取組方針等の災害時要援護者の避難支援のマニュアルの整備を行い、そのマニュアルを全体計画として位置づけをしていく予定をしております。

また、災害時要援護者の全体計画の策定期間につきましては、地域防災計画の見直しに合わせまして平成24年度中を目標に策定してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この策定にあつては、非常に地域の民生児童委員さんの方たちにご苦勞をかけておるわけでございますが、この要援護者の支援にあつては地域の共助の力が不可欠です。また日ごろから共助の重要性を周知することや、また地域における避難支援に関する人材の育成も備えることも必要です。また今後、平常時において要援護者情報の共有化



やまた要援護者参加型の避難訓練の計画の実施、避難行動のあり方など、十分考慮しながら進めていただくよう要望をしておきます。

次に4点目でございますが、高齢者マップの作成について、これにつきましては、私は何度となくこのマップについて提案しながら質問をさせていただいております。要援護者の個別の状況については進められていますが、現時点でどこまで進められているものかお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先ほどのご質問でもお答えをさせていただきましたけれども、災害時要援護者の個別の状況につきましては、おおむね把握をしているという状況でございます。その災害時要援護者の中でも特段、避難時に支援を必要とされる方、あるいは安否確認を要する方、具体的に言えば要介護の4、あるいは5の認定を受けておられる方、あるいは身体障害者手帳1級を所有される方、療育手帳Aを所有される方、あるいは精神保健福祉手帳1級を所有される方につきまして、昨年度購入いたしました地図ソフトでこれまで調査した情報の入力を進めておるところでございます。今後とも、平常時の把握、また災害時の対応の際に活用できるようデータの整理等を継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長も申されましたように、いよいよ地図ソフトに調査した情報の落とし込みがされているということでございます。これを今後、有効的に使う、活用していくということが重要でございますが、今後、全体計画の中で協議されていくと思いますが、この現時点において福祉課としてどのような考え、これを実施されていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 先ほど答弁させていただきましたように、地図ソフトへの入力を今進めているという状況でございますけれども、現時点におきましては例えば大雨によります冠水の災害時などの際に、その影響が出ると予想される地域におきまして、この情報を活用いたしまして必要に応じて関連機関とも連携することで安否の確認につなげていくというような活用ができるのではないかとこのように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かに水害時においてそういった活用をしていこうということで、

ほかの通常時においてこの活用の仕方というのは本当に難しいと思います。福祉課だけでは決められないという点もございます。しかしながら、やはりこれを進めて行かなければならないということで、今後、関係機関または地域の方々と話をお聞きしながらこの高齢者マップ、要援護者マップというんですか、これを利活用していただきたいと強く要望をしておきます。

次に2番目の緊急時の高齢者対応についてでございます。昨年9月ごろ高齢者の所在不明が大きな社会問題となり、ニュースなどで報道されました。その背景には、家族や地域関係の希薄化が指摘されております。このような中、行政の課題も浮き彫りになってきており、高齢化に対する行政のあり方を見直す契機となったと考えます。また、高齢化社会が進む中、高齢者を取り巻く環境は厳しく、細部にわたり手を打っていかねばなりません。高齢者の方にとっては外出する機会が少ないため、外部との交流が乏しく、地域の情報等が入らない場合があります。特に高齢者の医療情報については十分把握しながら健康の維持に努める必要があります。また、緊急時の高齢者の対応として、ひとり暮らしや家族のいないときに急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことまではできたとしても、その人がどんな病歴、持病、血液型またどんな薬を飲んでいるのか、緊急通報先等々の情報があれば孤立化、孤独死等の問題も平常時においての手だてが必要と考えます。以上の要旨を踏まえまして2点について伺います。

まず、1点目の救急医療情報キットについてでございます。これにつきましては昨年の9月定例会の一般質問で、救急医療情報キットの必要性と活用について質問をさせていただきました。高齢化に対する緊急時の医療情報が注目を集めている中、この救急医療情報キットが持病や服用薬などの医療情報を容器に入れて冷蔵庫に保管する方法が全国に広まっています。自宅で倒れるなど、万一の際、迅速な救命活動に役立ててもらうのがねらいです。高齢化が進む中、地域住民の命を守るためこのような取り組みが今求められていることから、この救急医療情報キットの活用を提案させていただきました。町としては、今後実施方法や効果について研究をしていきたいとの回答をいただいておりますが、その後どのような検討をされたのかお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 昨年度の9月議会一般質問におきまして、質問者よりご質問をいただいております、冷蔵庫に救護情報をカプセルに入れて保存する救急医療情報キットの件につきましては、町といたしましても検討をしておりますけれども、斑鳩町の社会

福祉協議会等とも協議する中で、今年度、社会福祉協議会におきまして共同募金の資金を活用いたしましてこの事業を進められ、斑鳩町民生児童委員協議会が安心カプセルとして災害時要援護者の方への配付をするという予定をしております。先ほども答弁させていただきましたが、本年度、災害時要援護者の調査を行う予定をしております、前回、調査内容からの変更点の聞き取り調査を民生児童委員に依頼いたしまして、今回の訪問調査によります変更点や新たに聞き取りました情報につきまして、町が最新のデータに更新をいたしまして、その台帳を民生児童委員にお渡しするということを予定をしております。その上で、民生児童委員がこの安心カプセルを災害時要援護者に手渡しで配付していただいて、このカプセルについての目的、あるいは保管方法を説明をいたしまして、このカプセルにこの調査をいたしました台帳の情報とそれから医療情報等を入れまして冷蔵庫等に保管をしていただくということになります。なお、この災害時要援護者への安心カプセルの配付時期につきましては、来年の2月あるいは3月ごろの予定をしておるということでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、救急医療情報キット、安心カプセルとして災害時要援護者への配付をしていただくということで、万一の場合、これで本人また家族の方が安心されることと思います。そこで、キットの配付方法について要援護者以外の方には求めに応じて配付してはどうかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 災害時要援護者に関しましては、先ほどお答えさせていただきましたように利用方法等の説明が必要でありますことから、民生児童委員によります配付ということは今考えておりますけれども、そのほかの方に対しましても、今後、社会福祉協議会とも協議を行いまして、求めに応じて配付できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。それと、キットの配付後の更新方法についてであります。常に新しい医療情報などを更新する必要があると思いますが、それについてはどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 安心カプセルの中の情報の更新につきましては、特に医療情報につきましては変わっていくということで随時書きかえが必要になるという場合がございます。

ます。そういったことから、この安心カプセルの利用をされておられる各自が書きかえを行っていただくことが望ましいのではないかというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。この安心カプセルが有効に利用いただきますよう、本人は元よりまた家族の方に十分周知をしていただくよう、よろしく願い申しあげます。

次に2点目の高齢者の外出時における緊急対応カードについてでございますが、これにつきましては先ほど質問しました緊急医療キットと同じような趣旨ではありますが、特に高齢者の方が外出された際に容体が悪くなり医療が必要となった場合に、その方の住所、連絡場所、また疾患などの情報があれば緊急時の対応がスムーズとなり、早期に処置をすることにより事態を最小限にとどめることができると考えますが町の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 現在、70歳以上の高齢者の方に対しまして、斑鳩町高齢者優待利用券を交付をさせていただいております。ふだんからの携帯をお願いしているところでございます。この利用券には住所、氏名、電話番号など基本情報に加えまして緊急時の連絡先、あるいは血液型等の記録をしておるところでございます。しかしながら、緊急時におきましては高齢者のみならず持病をお持ちの方などへの対応といたしまして、万が一のとき医療情報が関係者に速やかに伝わることは安全の観点から重要なものであるというふうに考えております。が、一方でその情報が常に最新のものが求められているものであることから、今後その記載の内容、あるいは実施方法等を検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 高齢化が進む中、地域で高齢の方々が元気でまた暮らしていただくため、日ごろの健康を維持していただくとともに、外出時において緊急における対応ができる体制が今後必要でございます。また何よりも本人は元より、家族の方々が安心にもつながることと考えるので、よく検討していただきたいと思っております。

それでは、3番目の質問に入ります。空き家再生等推進事業についてでございますが、近年高齢化や過疎化などを背景に全国的に空き家の件数が増加傾向にあります。空き家が老朽化していく等、台風などの自然災害に倒壊の危険性やまた害虫の発生による近隣への被害の恐れもあり、防災・防犯上の観点から喫緊の課題となっております。今後本格的な少子高齢化・人口減少時代に入り、一層空き家の率が高くなると予想されます。このような中、地方

公共団体や民間事業者など、空き家を宿泊施設やコミュニティスペースにつくりかえて再生するなど地域活性化につながるよう努められているところもございます。

以上の要旨を踏まえまして、2点についてお伺いをいたします。

まず1点目の町内の空き家の状況について。昨年12月で空き家の実態の把握と適正管理について質問させていただきましたが、その後の状況についてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 昨年の12月議会におきまして質問者より空き家の実態把握等適正管理についてのご質問を受け、環境面だけでなく防災、防犯面からもその実態把握に努めてまいりたい旨のご答弁をさせていただいております。その後、西和警察にもご相談申しあげながら実態把握の方策等について検討をしておりますが、警察のほうにおきましても町内を巡回し防犯指導は行ってはいますものの、空き家の実態把握はできていない状況であるとのことでございます。現在、このような進捗状況であります。今後も昨年12月議会におきましてご答弁をさせていただいておりますように、自治会長あるいは環境保全推進委員などなど、地域住民皆様方のご協力を得ながら空き家の実態把握に努め、実効性のある施策を講じ、安全・安心のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。なお、空き家の管理、保守等につきましては、あくまで所有者の権利と責任の下でなされなければならないものでございまして、非常に困難な問題であると認識をしており、また適正管理条例につきましては引き続き調査・研究をしてまいりたいとこのように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 昨年の12月議会でございますので、それからそう日にちもたっておりません。なかなか空き家の実態を把握するというのは難しいことではございますが、しかし先ほどの背景にありますように、やはりこれを進めることが必要となってきております。適正管理の方法とともに、やはり私が前に申しあげましたようにその管理条例についても視野に入れながら研究をしていただきたいと思います。

次に2点目の空き家再生等推進事業について。今回の質問のもうひとつの目的は、先ほど冒頭に申しあげましたように空き家を利用した取り組みですが、例えば空き家となっている古民家を宿泊施設やまた資料館等に改修したり、老朽化して危険な不良住宅や空き家を除去し、ポケットパークを整備するなどの国の補助も得ながら地域活性化を進めていくことが必要と考えますが町の見解をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきましたように、空き家住宅や空き建築物があることによりまして住環境をも阻害し、地域の活性化も阻害する一因となることから、空き家や空き建築物を宿泊施設や体験施設、文化施設などに改修、活用いたしまして、地域の活性化や地域コミュニティの維持再生を図るための事業として、ご指摘のように空き家再生等推進事業が国のモデル事業として設けられています。当町の場合、歴史的に古い古民家が空き家となっていることもありますので、これらを活用し観光資源とした地域の活性化を図ることも考えられますので、これらの事業も活用した官民一体となった事業展開ができるよう研究してまいりたいと考えているところでございます。また、地域活性化が図られることによりまして、周辺にある空き家につきましても活用されることが期待できるものと考えております。なお、今年度におきまして地域資源を生かした散策・回遊型のまちなか観光への誘導を図るため、集客拠点としての活用を可能な土地・建物の調査や事業計画のマスタープランの策定を行う予定としておりまして、この間、マスタープランの策定の中でも廃地や空き家再生等の活用につきましても検討をしていくということで考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この事業につきましては、全国の自治体においても先進事業を参考にしながら空き家再生等推進事業を積極的に活用し、各地域の特性を生かしながら地域活性化等につながるよう、空き家対策を推進されているところでございます。当町におきましても空き家の率が増加傾向する中、将来において空き家対策などを進めるためにもこの事業が有効になればと思います。この事業については期限つきでございまして、早期に進めていただきますよう強く要望し、また期待もしながら私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

10時25分まで休憩いたします。

（午前10時 8分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

まず、昨日の同僚議員、また本日先ほどの議員の台風12号についての被害者に対しての

お見舞いということで申しあげておられました、実は私の家内の実家は十津川なんです。それで大分心配をしておりましたが、昨日夕方、弟から衛星電話というんですかそれを利用して無事という、ライフラインは相当ずたずたになってるらしいんですが、皆家族全員、妹も無事やということではっきりしているところなんです。これからいろいろ復旧に向けて頑張っていかなあかんということもありますねんけど。

それでは、先の6月議会で積み残し、時間切れで質問しきれなかった集会所等についてもう少しおつき合いをお願いいたします。

町内に集会所等、自治会が所有と言いますか、占有利用している建物がたくさんありますが、各自治会が所有している集会所について、その取得するに至った経緯とその実態をお示しくください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 各自治会が所有している集会所等の取得をするに至った経緯と実態でございます。まず、既存集会所の整備区分といたしまして、平成11年度施行の地域集会所施設整備費補助金を活用して、地元で建設された集会所は龍田ネオポリス、錦ヶ丘、南服部、峨瀬の4カ所となっております。

次に補償で建設された集会所といたしましては、白石畑、高安公民館、高安交流館、高安西団地、東里地区集会所、東里公民館、三井公民館、三井地区集会所、高安陸、稲葉車瀬、昭和町の11カ所でございます。また、公民館分館といたしましては旭ヶ丘、駅前中、北庄、新楓町、並松、西里の6カ所。住宅地造成に伴います寄附による集会所は幸進町・小林ハイツ集会所、西の山住宅、法隆寺第三団地、緑ヶ丘、紅葉ヶ丘の5カ所。そのほかにより建設されました集会所があと26カ所であり、合計52カ所の集会所がございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今の中で、公民館分館としての6カ所と、現在の地域集会所施設整備費補助金交付要綱が施行される以前の公民館等施設整備費補助金交付規程による補助金を活用して地元で建設された集会所のことだと思いますが、確認しておきます。また、補償で建設されたのが11カ所、このうち補助金も併用して建設された集会所もあると思いますが、それはどこの集会所ですか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） まず、公民館分館の6カ所につきましては、質問者がおっしゃいましたように、その公民館のそのときのちょっと補助金の名前忘れましたが、質問者のおつ

しゃいました補助金でございます。それからあと補償でございますが、補償で建ております集会所ですが、昭和町と稲葉車瀬でございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ちょっと部長なら知ってるはずやけど、お願いしますよ。それでは、補償100%で建設された集会所か、補助金を活用して残りを補償でということで建設された集会所かは、やはり区別しておいていただいたほうが今後のいろいろな議論、分類の仕方についてもわかりやすいと思います。それで今、併用というんですか、がこのうちどれですかと聞かせていただきました。また52カ所の集会所のうち、その他により建設された集会所がちょうどその半分、26カ所ということは、取得に至った経緯、実態が不明もしくは複雑で不確定なのかどちらにしても分類しがたい集会所が大変多いのではないかなどそのように推察いたしますが、それらの集会所等の登記事項を含む管理状況をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 集会所の土地の所有者、まず所有者でございますが、土地が町名義となっておりますのは24カ所。土地が自治会いわゆる地縁団体の名義となっておりますのは錦ヶ丘、峨瀬、五百井、三町、五丁町連合、神南の6カ所。その他といたしましては、奈良県や平群町といった公有地や神社、寺など、及び個人所有地などで22カ所となっております。次に建物につきましては住宅地造成に伴います寄附による集会所は5カ所ございますがすべて町名義となっております。また、建物が自治会名義の物では錦ヶ丘、峨瀬、五百井、三町、昭和町、稲葉車瀬の6カ所が登記済みとなっております。なお、各集会所の光熱水費等の維持管理につきましてはすべて各自治会で管理をさせております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 集会所の光熱水費等の維持費はすべてその各自治会で管理しているということですが、それと宅造に伴う寄附による集会所5カ所はすべて町名義になっている。そうですね。宅造の開発業者が寄附という原因で登記されたことによってその物件が正式に町の物として所有権が確定されるわけです。それと、土地の登記は自治会の名義になっているが、建物の登記がないという五丁町連合及び神南の建物は多分未登記と思われませんが、その逆で昭和町と稲葉車瀬の集会所、先ほど補助金を併用して補償されたという物件ですが、その土地についてなぜ所有権移転をしていないのか、どのように対応されているのかお示してください。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。



○総務部長（西本喜一君） 昭和町と稲葉車瀬につきましては、町が町の財産として土地を購入した上で集会所用地としてそれぞれの自治会に貸与しているものであります。土地の使用貸借契約を締結し、ご使用をいただいているものでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 町が町の財産として土地を購入して、特定の自治会に貸与しているのようですが、普通というんですか、補償としてその地域の道路や水路整備のために購入していく土地は、行政財産としての位置づけがあって、一方、特定の自治会の集会所用地は普通財産に分類されると思います。これら、補償のために購入した普通財産は、はっきりとその対象自治会に所有権移転しておくことが、将来住民からいろいろな意味で誤解をうけないことにもなると思いますので、早急に整理しておくべきだと思います。

それでは、自治会名義以外の集会所、その自治会が町の土地を使用するにあたって、町はどのように対応しているのかをお示しく下さい。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自治会名義以外で町有地に建設されている建物につきましては、町有地に建設をされている集会所は24カ所であり、そのうち19カ所で町と自治会の間で土地使用貸借契約を締結しております。また、町名義の建物につきましては住宅地造成に伴う寄附による集会所が5カ所のうち4カ所で使用貸借契約を締結し、管理をしていただいているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 町有地24カ所うち、19カ所、それと町名義の建物5カ所のうち4カ所使用貸借契約を結んでいるということですが、それでは、そういうことでは未締結というんですか、そういう契約をも何も結んでない土地が5カ所と、建物1カ所あるということですが、それらの集会所はどこですか。そして、その対応はどのように考えておられるのかお示しく下さい。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 未締結、土地が未締結の5カ所につきましては、高安交流館、東里地区集会所、三井地区集会所、長田町、目安北団地であります。それから、建物で住宅地造成に伴う寄附による集会所で未締結の1カ所は緑ヶ丘でございます。これらにつきましては、地元自治会ともお話をさせていただきまして、締結をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 長田町及び目安北団地はどちらも町営住宅建て替え事業に伴う集会所であってね、行政財産でありますので地元自治会との土地使用貸借契約等の手続きは、私は必要ないと思いますが、あとの高安交流館、東里地区集会所、三井地区集会所については、これらはすべて100%補償で建てられたというふうになっておりますので、これらの位置づけについての対応はやはり明確にしなければ、先ほどのこともありますので早急に、明確にしておくべきだと思います。必ずやってください。

それで、さてご存じのとおり、不動産登記法93条には建物を新築したときは所有者は1カ月内に建物の表示の登記を申請することを要すとあります。行政財産の長田町、目安北団地の2カ所の集会所を除いても未登記、39カ所の集会所が未登記ということになります。

また平成3年に地方自治法の一部改正によって自治会が地縁団体として法人格を持つことができるようになり、集会所等が自治会名義で登記することが可能になりました。町としても以前、自治会・町内会と法人化のてびきという冊子、このような冊子ですね。これをすべての自治会に配付をされてこの未登記建物の解消に努めて来られてたと思いますが、いまだに39カ所もの未登記集会所があるということは、大変残念なことです。私の錦ヶ丘自治会では会長の書類としてこの冊子はしっかりと送っております。だけど、百何カ所ある自治会でもこの手引書が、もうどっかに紛失している可能性もたくさんあると思うんですが、いま一度、集会所等の整理をして、そして自治会連合会と共同して各自治会が所有する集会所の権利関係を明確にするためにも、至急指導されるよう提言して次の質問に移ります。

各自治会の集会所と地域交流館とのかかわりをお示してください。

○都市建設部長（藤川岳志君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） まず、地域集会所についてでございますが、自治会や小地域福祉会などの活発なコミュニティ活動は安全で安心して暮らせるまちづくりに欠かせないものであると考えております。近い将来、高齢化率が30%を超えることが想定されている中においても、また地域の子育て支援を充実させていく必要があることから地域のコミュニティの果たす役割はますます必要不可欠なものとなっていく中におきまして、その拠点となる施設の役割は重要であるというふうに認識をしております。そのようなことから、町においては地域集会所施設整備補助金交付要綱を制定し、自治会が集会所を整備される際に補助を行い、自治会活動を支援をしてきているところでございます。また、仮称地域交流館につきましても、基本的な考え方といたしまして、ひとつに地域が主体性を持って管理運営を行う施設で

あること。2つとして単一自治会ではなく広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設であること。3つとして建設計画として小学校区の考え方を基本とし、合計4カ所を建設するものであることとしており、広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設として建設するものであり、さまざまなグループ・団体の自治会という枠を超えた活動を支援し、住民と行政の協働のまちづくりを推進するものでございます。この施設を活用し地域住民がお互いに助け合い支え合うことによりまして、各自治会、小地域福社会などの活動がより一層活発になるとともに、地域の子育ての支援の充実にも活用ができると考えております。加えて、地域住民による多種多様な趣味、サークル等による活発なコミュニティ活動が展開されるものと考えており、また万一の災害時における避難施設としての性格も有しております。日ごろからコミュニティが保たれていることが災害時にいかに有効かは、東日本大震災でも立証されているとおりであり、そのコミュニティ活動のための拠点施設として、また各自治会同士の交流も図れることから、地域交流館の意義は大変大きいものと考えております。

以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 6月議会でもいろいろ質問しておりましたが、その地域交流館、これは広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設であって、災害時における避難施設としての性格も有していて、住民・ボランティア団体・NPO等と行政が一体となって協働の施策を行う拠点として整備するものであって、という答弁ですが、決して既存の施設の建て替えや地域集会所を補充するものではないと、このように確認しておきます。

それでは、次の質問に移っていきます。次に質問の2番として、都市計画道路法隆寺線について、その1として道路供用開始にあたっての条件等を問うとの質問ですが、中央公民館の東南の隅というんですか、そこに「中央公民館の通路につき通り抜けできません」との看板が設置されていますが、この看板から北側のこの区間は都計道路法隆寺線、町道としての整備がされたと思いますが、その道路の供用開始にあたっての条件というんですかね、それらについてお示してください。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者のご指摘いただきました法隆寺線のうちの中央公民館南東角の部分でございます。これは、まず法隆寺線の整備済区間のうち、ご指摘の部分から南側にいかるがパークウェイから、それと服部道ですね、町道401号線を経まして南側の小吉田住宅までの間の約550メートルにつきまして既に供用いたしているところ

ろでございます。ご質問の区間につきましては、平成20年度に整備工事を施工しておりますが、ご承知のとおり当概路線と国道25号との交差点に当たりますマンション敷地の一部の用地取得が難航していることから、国道への接続ができていないのが実情でございます。

このような状況から、現在は町道として供用開始には至っていないというところでございます。今後地権者との用地交渉がまとまり土地の取得ができて国道との接続工事の整備が完了いたしましたら、警察との供用についての協議を経まして、供用開始ができていくということになるものと考えておまして、現状ではまだ供用開始の条件ということが整っていないというところでございます。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） そういうことで、供用がまだできてないということでございますが、当該区間につきましては、工事施工前から公民館の進入路として利用されていた通路がございました。この通路を含めて、法隆寺線の道路整備工事を行ったということでございます関係上、中央公民館の進入路としての従前の機能を復旧するという必要がございます。先ほど質問者をご指摘いただきましたように、公民館の通路につき通り抜けできない旨の看板を設置させていただいております。現在は公民館を利用される方のための通路として利用させていただいているという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） この区間については、公民館への進入通路として利用されていた通路を含めて道路整備工事を行ったと。そして、公民館の進入路としての機能を確保する必要がある、現在は公民館を利用される方等のための通路として利用させていただいているという説明。これが少し、私としては異議がありますが、このことはほかの機会のとときに議論をするおといたしまして、それでは公民館の管理者である教育委員会にお尋ねいたしますが、この整備されている施工完了区間の有効な活用についての方策をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） この施工、法隆寺線、まだ供用開始をされておらない施行完了区間の有効な活用性ということでございますが、先ほど都市建設部長がお答えを申しあげましたように、現在まだ、現在におきましては公民館への通路として使用しているということでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 住民の利便性を考えてもらって、中央公民館の国道側にある出入り口

を常時開放しておく、そういうことは考えられないんですか。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 住民の利便性を考えて正面玄関、国道25号側については常時開放してはというご意見でございますが、先ほども申しあげましたように、この通路、まだ供用開始していない部分につきましては、あくまでも中央公民館の正面駐車場への進入路として今利用しているところでございまして、今申されましたように、常時国道25号へオープンするということになりますと、当然のことながら中央公民館の正面、駐車場でございますが、その駐車場部分につきまして縦断をしていって通り抜けるという形になるということになりますので、中央公民館を利用するために、車やあるいは自転車などで来場される方々の安全性を確保するという面からは問題があるのではないかというふうに考えておりまして、こうしたことから先ほど質問者自身もおっしゃいましたように、公民館南側の交差点には通り抜けできない旨の看板を立て、住民の方々に周知をしているところでございます。おっしゃるように公民館の利用はないということで、休館日あるいは夜間の閉館時間に国道側を開放するといったしますと、通り抜けを助長あるいは容認しているということになりますと、その通り抜けが常態化してしまつて通常の中央公民館の開館の時間の中でも、その通り抜けの通行量も増加がしていくのではないかというふうに推測をしております。このことによりまして、公民館利用者の危険性も高くなると考えますことから、休館日や夜間の閉館時間におきましても国道25号への出入り口は開放しないという方針でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） まあそうですね。私も、教育長の立場だったらそのような答弁をすると思いますが。その見方、考え方は、全くいわば保身という形で固まっているように思います。それにこの答弁には、矛盾しているところが何か所かあります。今までの進入路の機能を確保しながら都計道路が整備されて、それではじめてです、開館は公民館は何年ですかね、もう既に何十年なってますけど、今までにはあの進入路もあつてもあの場所には通り抜けませんというような看板はなかったと思うんですよ。それを今、そういう看板を設置して都計道路、皆さんの町道ができて利用がふえるだろうということで、規制をかけてきたんですね。その規制をかけているということに対して、私はいたし方ないのかなと思うんですが、この通り抜けを容認したとすればその公民館利用者の安全性を確保することが問題あるとのお話しなんですけど、そしたら今までも国道から中央公民館への駐車場への出入り口、そしてまた

南側からの進入路ということがあったということから、今の答弁は何か詭弁ではないのかなと、そういう感じがします。私は、住民の目線で町の財産である公民館への進入路、そして国道25号線からの中央公民館への出入り口を開放していただきたい。そして、その町道として施工したこの区間の有効な活用を図るべきだと提言しているんです。1件の用地交渉が難航している、この事実は私も知っております。そのことによって都計道路が国道25号線に接続できない状態、それらのことが解決するまでの間、住民の利便性を優先していただきたい。また、災害時における避難等を考慮して町の施設である中央公民館の駐車場を開放すべきだと。神戸・淡路大震災の平成7年のあとも事実、私の友人である万葉台の方から震災が起きたときどうするんだと、あこ夜間も閉めてある、閉館のとき閉めてある。これはちよっと何とか工夫してもらいたいなど、そのときは、私は中央公民館の管理上のこともありますので、出入り口は休館日または閉館後はあのよう閉鎖というんですか、進入路を閉鎖していかないといけないのでという説明しておりました。けども、コミュニティ、いろいろな公民館というその特性もあって避難場所というのもあって、そういう閉館時に駐車場に入れない状態にすると、これにはね、やはりこの辺考えていかなければいけない、そのように私は思うんですが、再度そのように申しあげてもう一度考え直してほしいと。やはりそういう規制は緩和していくべきだと、そのように申しあげて、それではもう次の質問に移ります。

配水管の管網整備について、それのその1と2ですか、管網ループ化についての認識と実情、そして進捗状況と計画をお示してください。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、管網のループ化につきましての問題でございます。

上水道の配水管につきましては、地震や水害などの災害で非常に大きな被害をこうむることになり、その復旧に多くの費用と時間を要することになるものでございます。それらのことから、少しでも被害の範囲を少なくし、そして一刻も早く復旧ができることを目標に当町といたしましても危機管理の観点から、耐久性、耐震性を有しました配水管のループ化を進めているところでございます。第1浄水場系、三井浄水場系、そして北部配水池系のこの3つエリアの主要な配水管につきましてのループ化は、おおむね完了いたしております。しかしながら、部分的に石綿管や経年塩化ビニール管など、老朽化した配水管も混在している状況でございます。老朽管更新事業及び公共下水道事業などの他の事業とも調整しながら随時更新をまいっております。

また、さらにいかるがパークウェイ築造工事におきまして、東西ルートの拡充も進めるために3つのエリアをループ化できるよう整備を進めている状況でございます。このように配水管につきましては、今後もループ化できるものに関しましては随時ループ化を進めてまいり、緊急時等におけます断水範囲がさらに縮小できるよう努めてまいりたいと考えている状況でございます。

そして、現在、事業の状況といたしましては、主要な配水管につきましてループ化がおおむね完了している状況でございます。そして現在、老朽管対策を進めているところでございますが、またさらに一方送りの配水管につきましても道路改良工事や公共下水道工事など、他の事業とも整合を図ることはもちろんのことでございますが、順次改良に努めてまいるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） そのループ化についてですが、配水管のループ化についてですが、これはできてあるのかどうか、私は調査してないので申しわけないんですが、高安地区、どういったらよろしいですかね、大字とか1丁目のほうですね。富雄川から東側、それと県立の法隆寺国際高校、ここへはまだ一方送りのままだと聞いておりますが、法隆寺国際高校は避難場所でもあることから、このエリアのループ化の必要があると思うんですが、このことについての認識というんですか、もうそれは完成しているんだとか、進めていく必要がないんだという考え方なのかまあお示してください。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 高安地区及びその富雄川から東のエリアのループ化、配水管のループ化につきましてでございますが、過去に転換計画も検討しておった経緯はございます。しかしながら、費用面とか技術面、景観面等から断念した経緯もございます。しかし、今後でございますが、富雄川の改修計画で業平橋等も改修対象でありますことから、改修計画との整合を図り施工するほうが有利であるという考えも持っております。しかしながら、その改修計画等の整合につきましても長期にわたることが懸念されることでございますので、今後、単独水管橋としての施工も含め、検討をしていくべきではないかという考えを持っております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、部長は業平橋というのは、業平橋から富雄川を渡ってその地区へ配水されていると思うんですが、平成7年から8年のその間だと思うんですが、新業平橋と

いうんですかね、それを建造されたときにその計画も含めて、その富雄川を渡るというんですか、それらの、どういうたらいいんですかね、水管橋を兼ねたような構造になっていたかのように思うんです。あの橋からだったら、今申しあげているようなことでの高校へのルートにも近いことであるし、その地区のループ化が可能ではないかなと思います。どちらにしても、この場所はいろいろ検討して財政的な問題もあると思うんです。企業会計としてのやはりことも考えていかなければ、むやみやたらに配水管をそうしてふやしていくわけにもいえないと思いますが、先ほども申しあげましたとおり、震災、震災と皆さんが言うてますが、法隆寺国際高校への配水が途絶えないように、また高安地区の方々にも不便をかけないためにも早急に計画を再度検討していただきまして、水道会計も黒字であるということもありますので、ぜひ早急に実施できるように頑張ってもらいたいとそうように思いますので、そういうお願いをして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

9日は午前9時から予算決算常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午前11時4分 散会）